

○洞爺湖町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成 26 年 6 月 1 日

訓令第 19 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、し尿及び雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善及び保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象区域)

第 2 条 補助の対象となる区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定による事業計画の認可を受けた区域を除く行政区域内
- (2) 公共下水道の供用開始済み区域を除く行政区域内から、前号の区域を除いた区域

(補助対象合併浄化槽)

第 3 条 補助金の交付対象となる合併処理浄化槽は、次の各号のいずれにも(第 4 号については、該当する場合に限る。)該当するものとする。

- (1) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD が 20 ミリグラム毎リットル(日間平均値)以下であること。
- (2) 処理対象人員が 10 人以下であること。
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(以下「登録要領」という。)による全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること。
- (4) 浄化槽機能保証制度に基づく社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)の保証登録の対象となる場合については、登録された浄化槽であること。

(補助対象建物)

第4条 補助の対象となる建物は、専用住宅又は店舗等併用住宅とする。ただし、店舗等併用住宅で使用する合併浄化槽にあっては、前条第2号に規定する処理対象人員については店舗等に要する人員を含まないものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも(第2号及び第3号に係るものについては、該当する場合に限る。)該当する者とする。

- (1) 法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けて合併処理浄化槽を設置する個人
- (2) 住宅等を借りている場合にあっては、賃貸人の承諾を得ている者
- (3) 建築者等が事業又は販売目的で住宅を建築(改築を含む。以下同じ。)する場合にあっては、当該住宅を購入する者
- (4) 町税を滞納していない者

(補助金額)

第6条 補助金の限度額は、別表に定める額とし、次項の対象経費の積算に当たり千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。なお、店舗等併用住宅で使用する場合にあっては、店舗等に係る人槽分については別表に規定する人槽区分欄に掲げる人槽分から除くものとする。

2 補助の対象となる経費は、合併処理浄化槽の設置に要する最小限度の費用とする。ただし、排水設備工事に係る費用は除くものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間(法第5条第2項に規定する期間をいう。以下同じ。)を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認済書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 合併処理浄化槽工事費(見積・実績)内訳書(別記様式第2号)
- (4) 構造等を明らかにする平面図、断面図、配管系統図等

- (5) 設置場所の見取図
- (6) 住宅又は土地等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- (7) 登録要領に基づく登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 全浄連の保証登録証(市町村用)
- (9) 納税証明書(町税の滞納がないことが証明されているもの。ただし、洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例(平成18年洞爺湖町条例第143号)第5条の規定による貸付の申請を同時期に行い、同様の証明書を提出している場合は、添付を省略することができる。)
- (10) その他、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が法律に基づき自ら当該合併処理浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 合併処理浄化槽工事費(見積・実績)内訳書(別記様式第2号)
- (4) 施工状況確認表(別記様式第4号)
- (5) 浄化槽工事業者が撮影した次の写真

ア 浄化槽設備士が、実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ かさ上げの状況を示す写真

(工事の確認及び立入検査)

第 9 条 町長は、補助事業を適正に施行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

2 町長は、合併処理浄化槽設置工事の監督指導のため、関係職員により立入検査することができる。

(下水道への接続換え)

第 10 条 補助対象者は、補助を受けて合併処理浄化槽を設置した家屋の所在地に公共下水道が整備されることになった場合は、速やかに公共下水道に接続することとする。

(補助金の交付手続等)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関する手続きに関し必要な事項は、洞爺湖町補助金等交付規則(平成 18 年洞爺湖町規則第 30 号)の定めるところによる。

2 補助金の交付申請期限は、当該年度の 1 月末日までとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 から施行する。

別表(第 6 条関係)

人槽区分	限度額
5 人槽	650,000 円
6～7 人槽	800,000 円
8～10 人槽	1,000,000 円